

第9 屋外貯蔵所（危令第16条）

1 貯蔵、取扱いの範囲

第2章第3節「屋内貯蔵所」1の例によること。

2 場所（第1項第2号等）

- (1) 危令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、排水のよい場所」とは、原則として、周囲の地盤面より若干高くするとともに、コンクリート又はアスファルト等で舗装した場所又は、土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいうものであること。
- (2) 屋外貯蔵所に屋根を設けることは、認められない。（S. 51. 11. 24 消防危第100号通知）

3 さく等（第1項第3号）

危令第16条第1項第3号に規定する「周囲に設けるさく等」は遠方からでも容易に視認できるよう高さ800mmを超えるものとし、地盤に直接白線を引いたものは認められない。

また、消火活動に支障がないような構造とし、不燃材料で作ること。◆

架台（800mmを超えるもの）でのみ貯蔵する場合は、当該架台をさく等とみなすこともできる。

4 保有空地（第1項第4号）

保有空地については、第1節「製造所」4（(1)ア及びケ並びに(3)を除く。）によること。

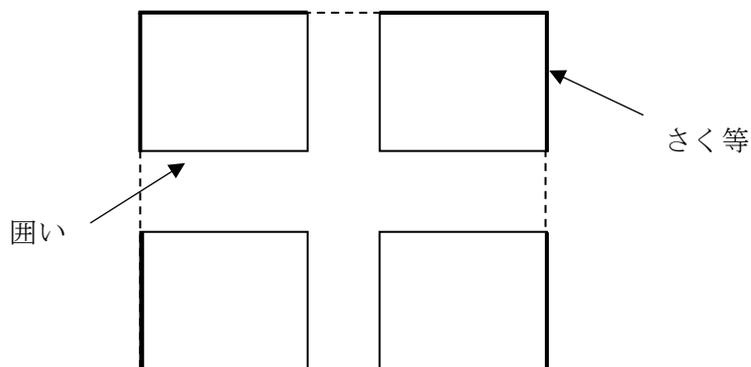
5 架台等（第1項第6号、危令第26条第1項第11号の2）

- (1) 架台構造及び貯蔵の方法
第3節「屋内貯蔵所」11によること。
- (2) 容器の積み重ね高さ
容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さを言う。
ただし、パレット等に積載した状態で積み重ねを行う場合は、当該パレット等も積み重ね高さに含まれる。
- (3) 架台の高さ
危則第24条の10第1項第3号に規定する架台の高さとは、周囲の地盤面から架台の最高高さをいう。

6 塊状硫黄を貯蔵する屋外貯蔵所（第2項）

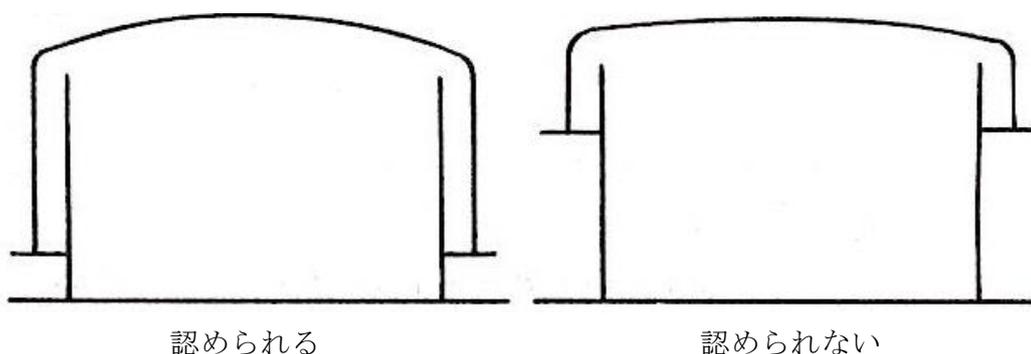
- (1) 原則として危令第16条第2項の規定による囲いは、危令第16条第1項第3号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。（S. 54. 7. 30 消防危第80

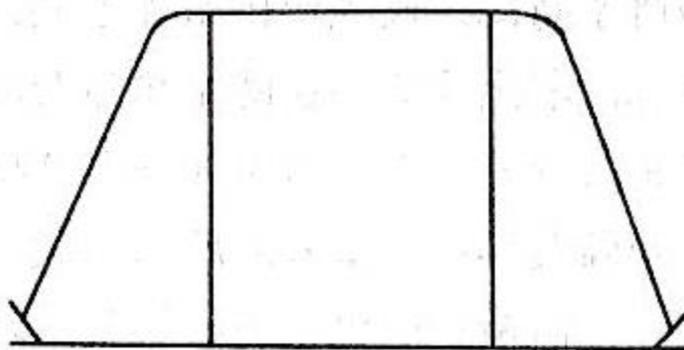
号通知) (第9-1図参照)



第9-1図

- (2) 「著しく消火困難な製造所等」の区分に該当するもので屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとする。 (S. 54. 7. 30 消防危第80号通知)
- (3) 危令第26条第1項第12号に規定する「囲い全体を覆う」とは、シートの固着装置を地盤面に接して設けなければならないことを意味するものではないが、それに近い位置に設置しなければならないものであること。 (S. 54. 7. 30 消防危第80号通知)
(第9-2図参照)





囲いにシート固着装置が設けられていないため認められない

第9-2図

また、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る等は、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされない。

7 散水設備等（危則第24条の13第1号）

(1) 危則第24条の13第1号に規定する散水設備等は、以下のとおりとすること。

ア 散水設備による場合

- (ア) 1㎡につき2L/分以上の能力で散水できること。
- (イ) 全体を均一に20分間以上有効に散水できるものであること。
- (ウ) 配管等は耐熱性及び耐震性を有するものであること。
- (エ) 貯蔵容器が適温以上の温度になった場合、自動的に作動するものであること。

ただし、当該温度になった場合に直ちに放水できるような体制づくりができていと判断できるようなものについては、この限りではない。

イ その他の方法

上記アと同等以上の能力等を有するもの又は適温以下の温度に保つことができる設備等とすること。

(2) 危則第24条の13第1号に規定する適温とは、55℃以下の温度とする。

8 排水溝、貯留設備、分離槽及び油分離装置（第2項第6号、危則第24条の13第2号）

(1) 排水溝の有効断面の大きさは、幅及び深さが0.1m以上を基準とし、滞水しないように貯留設備に向かって勾配をつけること。

(2) 貯留設備、分離槽及び油分離装置については、第1節「製造所」12によること。

9 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の基準（H10.3.27 消防危第36号通知参考）

次に示す方法により危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、タンクコンテナの構造的安全性等に鑑み火災の予防上安全であると認め、危則第39条の

3 第 1 項柱書き後段により当該貯蔵が認められるものであること。

(1) 位置、構造及び設備に係る基準

危険物（危令第 2 条第 1 項第 7 号に定める危険物に限る。以下同じ。）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危令第 16 条、第 20 条及び 21 条の規定の例によること。ただし、危令第 16 条第 1 項第 3 号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、危令第 23 条を適用し、次に掲げる貯蔵形態に応じ各表に定める幅の空地とすることができること。（特例理由不要。特例適用願必要。）

ア 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3 メートル以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5 メートル以上

イ ア以外の場合

次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3 メートル以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6 メートル以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10 メートル以上

ウ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ、ア若しくはイの規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ、危令第 16 条第 1 項第 4 号若しくは危則第 24 条の 12 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

(2) 貯蔵及び取扱いの基準

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危令第 24 条、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定の例によるほか、次によること。

ア タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。◆

イ 箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。◆

ウ タンクコンテナにあっては、危険物の払い出し及び受け入れは行わないこととし、マンホール、注入口、計量口、弁等は閉鎖しておくこと。（当該タンクコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵できる容器であると認める要件）

エ タンクコンテナ及びその安全装置並びにその他の附属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形等による漏れが起こらないようにすること。

オ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、それぞれ取りまとめて貯蔵するとともに、相互に1メートル以上の間隔を保つこと。◆

なお、当該タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。◆

- (3) 屋外貯蔵所において危険物を収納して貯蔵することができるタンクコンテナは、危令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク及び「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(H.13.4.19 消防危第50号通知 (H.14.3.29 消防危第49号改正))に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナとすること。(当該タンクコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵できる容器であると認める要件)

10 ドライコンテナによる危険物の貯蔵について

ドライコンテナによる危険物の貯蔵については、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」(R.4.12.13 消防危第283号通知)によること。

11 キュービクル式蓄電池設備の貯蔵について

キュービクル式蓄電池設備の貯蔵については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R.7.7.30 消防危第181号通知)問1を適用できる。(特例理由不要。特例適用願必要。)

12 PCB絶縁油の貯蔵

PCB絶縁油の貯蔵については、第3節「屋内貯蔵所」25によること。

13 貯蔵容器

貯蔵容器については、第3節「屋内貯蔵所」26によること。

14 不必要な物件について(危令第24条第4号)

不必要な物件については、第3節「屋内貯蔵所」27によること。